



県地震被害想定調査報告書から

神奈川県地震被害想定調査委員会（事務局…神奈川県環境部地震対策課）により、県内における地震の被害を想定した報告書がまとめられました。その概要版から本町に該当する部分を抜粋して紹介します。

5つの地震の概要

① 東海地震

神奈川県では、これまで東海地震、南関東地震、神奈川県西部地震の3つの地震の被害想定を調査してきました。今回の報告書には、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、新たに神奈川県東部地震が加えられています。さらに神縄・国府津―松田断層地震など、新しい要素が追加されたためこの調査委員会を設置し、9年度から10年度に被害想定調査が実施されました。

駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。酒匂川流域でも液状化発生の可能性が想定されています。

大規模地震対策特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されています。

② 南関東地震

相模トラフを震源域とするマグニチュード7・9の地震。酒匂川流域でも液状化発生の可能性が想定されています。1923年の関東大震災の再来型で、今後100年から200年先には発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりの目標とすべき地震です。

神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。酒匂川流域でも液状化発生の可能性が高いと想定されています。

③ 神奈川県西部地震

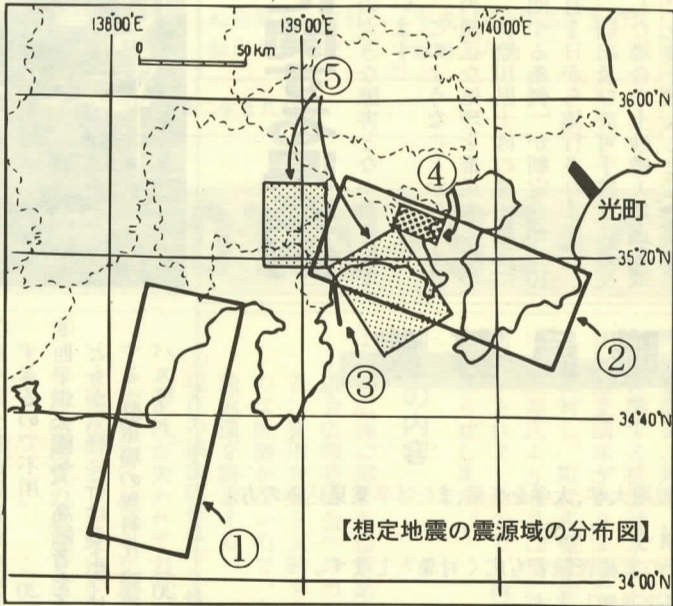
町では8月10日、大規模な災害が発生した際にお互いに助け合うことを目的に、姉妹町である千葉県光町と「災害時における相互応援に関する協定（災害応援協定）」を結びました。

④ 神奈川県東部地震

県庁直下を想定した地震。南関東地域直下の地震の1タイプとして危機管理的に想定した地震です。

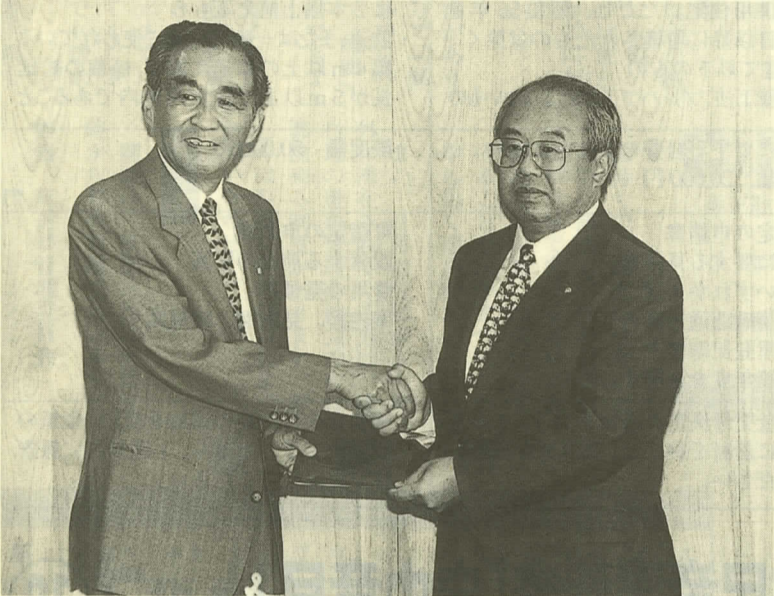
⑤ 神縄・国府津―松田断層帯地震（参考）

同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード8クラスの地震。県内最大の激甚災害となり、大規模な土砂災害と、断層をまたいでいる新幹線や高速道路などの構造物に大きな被害が発生すると想定されています。



【想定地震の震源域の分布図】

光町と災害応援協定を結ぶ



向後肇（こうごはじめ）光町長と固い握手をする島村町長

町では8月10日、大規模な災害が発生した際にお互いに助け合うことを目的に、姉妹町である千葉県光町と「災害時における相互応援に関する協定（災害応援協定）」を結びました。内容は、食料や医薬品などの物資の提供や関係職員の派遣、ボランティアのあつせん、被災した児童生徒の受け入れなどを行うというものです。協定は、本日9月1日から適用となります。

震モデルが示されていません。このため、今回、委員会として仮の地震モデルを独自に設定しています。以上は報告書の概要版から抜粋し、要約したものです。この調査はある一定の条件下で想定されたものですので、参考資料としてください。報告書は、町図書館で閲覧することができます。

台風に備える

台風シーズンを迎えています。強風にあおられて、網戸、看板などが飛ばされやすいようにしておきましょう。昨年の8月末から9月にかけての大雨で、町内でも土砂崩れやそれに伴う避難勧告と避難、床上・床下浸水などの被害が出ました。その中には、水路の上に不法に設置された物が水路に落ちて流れをせき止めたり、水路にゴミが詰

本町における地震別災害想定表

- 晴れた冬の平日午後6時、北西の風毎秒3mで想定されています。
- 季節、気象、時間によって被害量もシナリオも変わってきます。被害想定量の数字はあくまで想定に基づいた平均的な値です。

項目	建物被害(棟)		火災		救出 箇所数	死傷者(人)			避難者 (人)	ライフライン支障(%)		
	大破	中破	炎上出火件数	焼棟 失数		死者	重傷者	中等症以下		上水道	電気	電話
①東海地震	110	290	*	0	20	*	*	30	110	45.7	0.6	3.5
②南関東地震	860	1,710	*	*	130	40	30	150	1,100	100.0	1.0	4.1
③神奈川県西部地震	630	550	*	0	50	20	20	60	650	60.0	0.7	3.8
④神奈川県東部地震	0	0	0	0	0	0	*	*	0	0.0	0.0	0.0
⑤神縄・国府津―松田断層帯地震	2,680	1,360	*	-	430	80	50	460	2,400	-	-	-

- 建物被害は、木造・非木造を合わせたもの。
- 救出箇所は、消防・警察・自衛隊が対応するもの。
- 「*」は数値が10未満のもの。
- 「-」は、データの無いもの。
- ライフライン支障は発災直後から3日目までのもの。

まって水があふれ周辺に被害を及ぼした事例がありました。台風による被害を最小限に抑えるため、再点検をお願いします。担当 庶務課 ☎83・1221

「災害用伝言ダイヤル」171

(災害時の安否確認 声の伝言板)



災害時に、「声の伝言板」として利用できる NTT の電話通信システムです。被災地にいる人が録音した安否などに関する情報を、他の地域の人から聞けるほか、他の地域にいる人から被災地にいる人にメッセージを送ることができます。

「災害時伝言ダイヤル」の提供開始や録音件数等は NTT で決定し、テレビ・ラジオ等で報道されます。

伝言の録音方法

171

▼ 説明が流れます

①

▼ 説明が流れます

(X)(X)(X) (X)(X)(X) - (X)(X)(X)(X)

伝言の再生方法

171

▼ 説明が流れます

②

▼ 説明が流れます

(X)(X)(X) (X)(X)(X) - (X)(X)(X)(X)

↑ どちらも被災地の電話番号 ↓

* 伝言は、被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。

* 30 秒の伝言を 10 件まで登録することができます。なお、伝言の保存期間は 2 日間です。

* ご利用にあたっては、通話料がかかります。

問合せ 局番なしの「116」

地震に備えふたつの補助制度

担当 建設課 ☎84・1332

	木造建築物耐震診断補助	生垣設置奨励補助
目的	木造建築物の耐震診断を受ける際に必要となる費用の一部を補助するものです。耐震診断を受けて、補強や建て替えが必要かどうか確認し、適切な処置を講じてください。	地震の際に転倒の危険性があるブロック塀にかえ、より安全な生垣を設置していただくことを推進するものです。また、生垣を設置することで良好な自然環境と快適で潤いのある生活環境をつくり出すことを目的としています。
補助対象	・町民自らが所有し住んでいる住宅 ・昭和 56 年 (1987 年) 以前に建築された一戸建て住宅、2 世帯住宅、または店舗併用住宅。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築されたものは除く ・2 階建て以下のもの ・枠組壁工法、プレハブ工法によらないもの	・高さがほぼ均一のものを列状に植えるもの ・樹木の高さは 60cm 以上で、1m 以内に 2 本以上植えるもの ・公道、または一般の交通に使われている幅 4m 以上の私道に面し、植栽の総延長が 5m 以上で住宅用地内であること
補助額	・診断に要する経費の 3 分の 2 以内 ・限度額 20,000 円	・限度額 50,000 円
必要書類	・町指定の申請書 ・診断に要する見積書 * 次のいずれか 1 通 ・建築確認通知書の写し ・家屋登記簿謄本 ・建築年度を証明するもの	・町指定の申請書 ・設置する前後の写真 ・費用の見積書 ・案内図、見取図、植栽図
報告書	・補助金交付決定の通知を受け、2 か月以内に診断を終了し、報告書を提出してください。	・補助金交付決定の通知を受け、生垣の設置が完了してから、7 日以内に報告書を提出してください。

10月1日から施行 土砂の適正処理に関する県条例

建設工事から発生する不用となった土砂の一部が、定められた許可を受けずに埋め立てを行っていたり、不法投棄地に運ばれ、増加しています。そのため、土砂の崩壊・流出による災害が発生したり、土地利用



このようなことから、土砂の適正な処理を推進するため、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」が制定され、10月1日から施行されます。届出及び許可手続きに違反した場合や土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した場合には、氏名等の公表や土砂埋立て行為の停止を命じたり、罰則を課す場合があります。

町職員募集

職 種 一般行政職
 募集人員 若干名
 資 格 高等学校、短期大学、大学を卒業、または卒業見込みの方。
 年 齢 昭和 44 年 4 月 1 日以降に生まれた方。
 民間企業での実務経験者も広く対象とします。
 試験日 応募者に別途通知します。
 採用予定日 平成 12 年 4 月 1 日
 申込受付期間 平成 11 年 10 月 1 日(金)～20 日(水)
 ※ 提出書類は本人が持参してください。
 提出書類
 (1) 試験申込書(町で交付する用紙) (2) 履歴書(町で交付する用紙)
 (3) 学業成績証明書 (4) 卒業証明書、または卒業見込証明書
 (5) 健康診断書(公立病院・保健所等の公的機関で診断したもの)
 給 与 町給与条例の定めによります。
 問合せ・受付 庶務課(2階) ☎83・1221

速報！町民意識調査「自由意見」トップ⑱



先ごろ実施された町民意識調査「自由意見」の自由意見欄に記入された 703 人の方々の意見が集約されました。皆さんから寄せられた意見・提言の中から同様のものをまとめ、多かつた上位 18 項目を掲載します。() 内の数字は人数。

- ① 駅前、道路網の充実を図る。(107)
 - ② 役場職員の窓口の対応に不満がある。(47)
 - ③ 駅ビル化など、駅の近くに品数が充実した大規模小売店舗を誘致する。(45)
 - ④ 第 3 者の監査機能など、住民の全てが納得する税金の使い方を考える(財政の健全化)。(36)
 - ⑤ 市・町との合併について検討し、力をつけていくことが大切(あしがら)の再生。(35)
 - ⑥ 調査結果を公表し、町づくりに反映させてほしい。(30)
 - ⑦ 日曜休店、閉店時間が早いなど商店街に活気がない。(27)
 - ⑧ これまで以上に社会福祉の充実を願う。(22)
 - ⑨ 西平畑公園は経費がかかりすぎるので不用。(20)
 - ⑩ 西平畑公園へ、高齢者や子どもが気軽にに行けるようにする(駐車場の無料化、路線バス等)。(20)
 - ⑪ スポーツ公園や遊具のある公園等、日常的に使える施設が欲しい。(19)
 - ⑫ 議会の運営が非効率的なので、定数を削減し効率的に進める。(18)
 - ⑬ 自信を持ち広い視野で町政を行ってほしい。(17)
 - ⑭ 河川は自然の形態のまま残しておいてほしい。(17)
 - ⑮ 河川使用管理を徹底する。(17)
 - ⑯ 中高生の生活態度が良くない(飲酒・喫煙等)。(17)
 - ⑰ ゴミの分別収集を徹底し、資源の再利用を図る。(16)
 - ⑱ 狭い道路を広げるなど、生活基盤の改善を望む。(15)
- このほかに寄せられた貴重な意見・提言についても、新しい総合計画の基礎資料とさせていただきます。また、できることから直ちに対応すること町民サービスの向上に努め、より良い町づくりを進めていきます。その内容は次号から紹介していきます。
- 担当 企画財政課 ☎83・1222

眠っていませんか？ 地域振興券。使用期限は 9 月 22 日(水)までです。

9月26日(日)は町議会議員選挙投票日

町議会議員の任期(4年)が9月30日で満了となるため、町議会議員選挙が行われます。投票日当日に投票所に来れない方は次の方法による不在者投票制度をご利用ください。なお、入場券(ハガキ)を事前に郵送しますが、万一届かなかったり、紛失した場合でも投票出来ますので、受付の係員にお申し出ください。明日の松田町のために、棄権することなくあなたの貴重な1票を投票しましょう。

不在者投票の方法

- ①町の不在者投票所で投票
投票日当日に都合が悪い方は、役場第2分庁舎(本庁舎前)1階会議室不在者投票所で9月21日(火)から25日(土)まで、祝日、土曜日にかかわらず午前8時30分から午後8時まで投票することが出来ます。
- ②指定病院などで投票
県の選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院、または入所中の方が対象となります。病院長などにお申し出ください。
- ③郵便で投票
身体に重度の障害があり投票所に来れない方で、「郵便投票証明書」をお持ちの方は、自宅などから「郵便」による不在者投票が出来ます。ただし、投票日当日までに町選挙管理委員会に到着しないと無効となりますので、9月22日(水)までに投票用紙を請求してください(代理人や郵送でも請求できます)。



大切な、あなたの一票

手帳に記載されている障害の程度

・両下肢	・心臓	・1級・2級
・体幹	・じん臓	・1級・3級
・移動機能	・呼吸器	
	・ぼうこう	
	・直腸	
	・小腸	

お持ちで、障害の程度が右の表に該当し、候補者の名前が自分で書ける方は、「郵便投票証明書」の交付を受けることが出来ますのでお申し出ください。

また、9月21日以前から町外に滞在されている方は、所在地の選挙管理委員会でも投票出来る制度があります。詳しくは町選挙管理委員会までお問い合わせください。

開票

開票は、投票日当日午後9時から町体育館で行います。

担当 町選挙管理委員会
☎ 83・12221

投票所

投票区	投票区域(行政区)	投票所
第1	河内 中丸 5 6 7 9	町立公民館展示ホール
第2	8 10 沢尻 12 13 かなん 中里 城山	松田小学校家庭科教室
第3	店屋場 町屋 仲町屋	町体育館
第4	神山 茶屋	神山児童館
第5	萱沼	萱沼児童館
第6	弥勒寺 中山 大寺宮地(旧24区)	*寄幼稚園遊戯室
第7	土佐原 宇津茂 大寺宮地(旧23区)	宇津茂地域集会施設
第8	虫沢田代	虫沢公民館
第9	湯の沢	湯の沢児童センター

*前回と投票所が変わっていますので、ご注意ください。

投票できる方・できない方

区	分	投票
昭和54年9月27日までに生まれた方	町外から松田町に転入した方で 平成11年6月20日までに転居届をした方	できる
	松田町内で転居した方で 平成11年9月10日までに転居届をした方	新住所地の投票所のできる
		平成11年9月11日以降に転居届をした方
昭和54年9月28日以降に生まれた方	松田町から町外へ転出した方で 平成11年9月25日までに転出した方	できない

開票速報はテレホンサービスで ☎ 0180・99・4567
*携帯電話・自動車電話等やピンク電話ではご利用になれません。

平成13年度スタートに向け準備中

町では、開かれた行政の推進と個人情報の総合的な保護を図るため、平成13年度施行を目標に「公文書公開制度(個人情報保護制度)」と「個人情報保護制度」の導入準備作業を進めています。

今年度は、これまでの役場内の膨大な文書の管理システムの再構築作業と文書管理書庫の整備、役場内推進体制の確立などの事前作業を進めています。12年度には町民の皆さんや、

公文書公開制度

町が持っている情報(公文書)は、町民の皆さんとの共有の財産です。この制度は、町民参加による開かれた町政を推進するため、町の公文書を皆さんの請求に応じて公開しようとするものです。

町政について知りたいことがある場合は、この制度を利用して必要情報を閲覧したり、その写しの交付を受けることができます。

担当 庶務課 ☎ 83・12221

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利や利益を守るため、個人情報の取り扱いについて基本的なルールを定め、町が持っている情報を本人の請求に応じて開示や訂正を行うものです。町が所有する自分の情報について不安がある場合には、この制度を利用して内容を確認したり、誤りを訂正することができます。

住民監査請求を棄却

7月15日、日高康弘、北島重男、菊地正治の3氏連名で町監査委員に対し、町長と収入役に関する措置請求として住民監査請求がありました。これに対し、町代表監査委員川本正寿氏より8月12日に判断が示されましたので、概要をお知らせします。

請求の内容

- (1) 議会広報に関する措置請求
- (2) 議会広報委員会への出席者に費用弁償を支給するのは根拠がないので、全額返還を請求する。
- (3) 現在の議会広報は中立性、公正性が失われており、その発行に対する支出は不当なので、平成10年度分の印刷費の返還を請求する。

監査の結果

次の理由により、(1)(2)も請求は棄却されました。(1)について
議会広報委員会は、条例上の委員会ではないが、議会で定めた広報規程に基づいて設置されたもので、議長の裁量権の範囲内で費用弁償の支出は許されるものと判断する。

町長・議長への要望

以上の結果をふまえ、代表監査委員から町長と議会議長に対し、次の要望が出されました。
・議会広報委員会が条例上、根拠を持たない存在であることを解消するための措置を、本年9月議会での成立を要望する。
・議長の諮問機関として、議会広報のあり方を検討する機構を設置し、短期間に広く町民の声を聞くなどの措置をとるよう要望する。

町では、開かれた行政の推進と個人情報の総合的な保護を図るため、平成13年度施行を目標に「公文書公開制度(個人情報保護制度)」と「個人情報保護制度」の導入準備作業を進めています。

町が持っている情報(公文書)は、町民の皆さんとの共有の財産です。この制度は、町民参加による開かれた町政を推進するため、町の公文書を皆さんの請求に応じて公開しようとするものです。

町政について知りたいことがある場合は、この制度を利用して必要情報を閲覧したり、その写しの交付を受けることができます。

来年4月からの介護保険制度スタートに備え

10月から「要介護認定」申請受付開始

町保健婦と訪問看護婦による訪問看護



要介護認定とは

寝たきりや痴呆などで介護が必要となり、介護保険からのサービスを受けようとする場合は、最初に町の「要介護認定」を受けなければなりません。

認定を受けるとは

申請書を町民福祉課へ提出します。

申請の時期は

10月から受付を開始しますが、一時期に申請が集中すると円滑な受付ができなくなり、概ね平成12年の2月までに全体の認定が終わるよう、申請時期を調整する方法を検討しています。詳しくは、説明会及び10月号でお知らせしますので、できるだけその時期に申請していただきますようご協力をお願いいたします。

申請する

本紙7月号の「介護保険制度Q&A④」で、右下の図を使って申請の流れを簡単に紹介しました。町に申請書を提出すると、

- ① 町の職員、または町が委託した事業者の調査員がお宅に訪問し、本人の心身の状況等について、全国統一の調査票に基づいて調査します(訪問調査)。
- ② ①の結果を基にコンピュータで判定します。
- ③ 町は、本人の主治医に医学的所見等を記載した意見書の提出をお願いいたします。主治医のいない方は、町の指定する医師の診断を受けることとなります。
- ④ 保健・医療・福祉の専門家等で構成される介護認定審査会において、①の調査項目に

- ⑤ 町は④の判定に従い、自立(介護保険対象外)、要支援、要介護(1~5)の7段階の認定を行い、申請から30日以内に通知します。
- ⑥ 要支援、要介護の認定(1~5)を受けると、専門の事業者が依頼して作成するケアプランに基づいて、認定の段階ごとに決められる限度額内でサービスが受けられます(8月号参照)。また、サービスが受けられるのは、平成12年4月からです。

介護サービス計画の例

介護サービスの利用例のうち、「要介護3」で、通所サービスを多く利用したい方の場合の1週間のサービス計画の例は次のとおりです。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	
午後	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

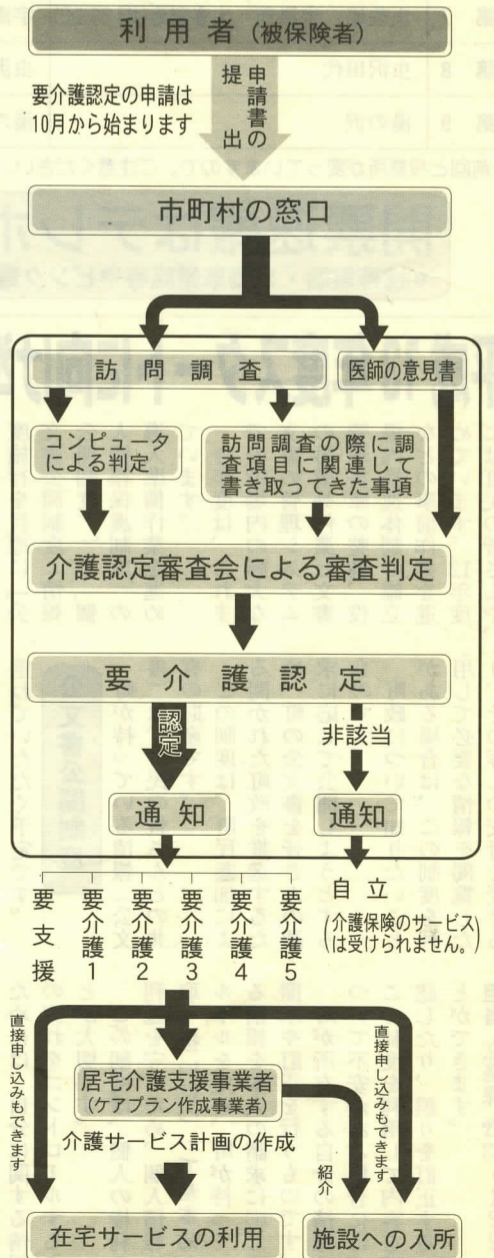
※短期入所が6か月で3週程度(2か月に1回1週間程度)
※福祉用具貸与(車いす・特殊寝台・マットレス)

住民説明会開催

介護保険制度・認定申請方法についての説明会を次のとおり開催します。是非ご参加ください。

開催日	時間	場所
9月17日(金)	14:00~15:30	寄自然休養村管理センター 2階会議室(和室)
	19:00~20:30	町民文化センター 展示ホール
28日(火)	14:00~15:30	町民文化センター 展示ホール
	19:00~20:30	庶子自治集会所
29日(水)	14:00~15:30	神山児童館
	19:00~20:30	寄自然休養村管理センター 2階会議室(和室)

〔内容〕 ●介護保険制度の概要について
●要介護認定申請書の記載方法及び申請時期・方法等について ほか
*地区の指定はありません。都合の良い時にご出席ください。



介護認定審査会

介護認定審査会は、足柄上郡5町共同で設置し、事務局を開設町に置いています。共同で設置することにより、効果的な運営と、より一層公平公正な認定を行うことができます。

相談・申請窓口

介護保険に関する相談・申請・問合せは、町民福祉課で受け付けています。
〒83・1225

スポーツ大会の結果

第29回 J C カップ 争奪 県西湘地区少年サッカー大会



月日 6月27日(日)・7月4日(日)

7月18日(日)

場所 第一生命グラウンドほか
主催 県西地区少年サッカー大会主催者協議会

参加 32チーム
(低学年・4年生以下)の部

準優勝

松田イレブンサッカークラブ

第48回 足柄上郡総合体育大会

月日 7月18日(日)・25日(日)

場所 山北中学校ほか

主催 足柄上郡体育協会連絡協議会

参加 800人

松田町チームの主な成績

優勝

バスケットボール

準優勝

ソフトボール

陸上競技

柔道



第25回 町民ソフトボール大会

月日 8月1日(日)

場所 酒匂川町民親水広場

主催 町体育協会

参加 男子27チーム
女子3チーム

男子

優勝 沢尻

準優勝 小松新聞店

3位

宮地



女子
優勝 寄ライムパワーズ
準優勝 Z
3位 (株)ソキアブルーリボン

9月15日敬老会です

恒例の「松田町敬老会」を、15日(水)午後0時30分から町民文化センター大ホールにて開催します。

町内には最高齢の加藤高さん(店屋場・103歳)をはじめ、70歳以上の方が1585人(8月20日現在・前年対比84人増)いらっしゃいます。皆さんに祝金や記念品をお贈りし、長寿をお祝いします。

式典終了後には、松田小学校校鼓隊の演奏のほか各団体の皆さんによるコーラス、詩吟、踊りなどが披露されます。入場は自由です。お誘い合わせてお出かけください。

担当 町民福祉課
☎83・1225



図書館 だより



今月の行事

おはなし会 7日(火)、14日(火)、21日(火)
午後3時30分～4時
図書館子どもコーナーにて
休館日 毎週月曜、祝日(15日、23日)
寄出張所図書館 毎週水曜日午後1時～4時
(15日祝日は除く)

新着図書

一般書

- 「妻の日記」 石原まき子
- 「帰ってきた紋次郎 最後の峠越え」 笹沢左保
- 「神様のボート」 江國香織
- 「アニの夢 私のイノチ」 津島佑子
- 「ママのためのパソコン講座」 沢木文
- 「実用ホームページ888」 成美堂出版編
- 「社会福祉士全学校ガイド」 大友信勝
- 「職業別パリ風俗」 鹿島茂
- 「養老孟司・学問の格闘」 日経サイエンス編
- 「わたちのめざす老後」 藍の会編
- 「アレクサンドリア図書館の謎」 R.カンフォア
- 「十津川警部赤と青の幻想」 西村京太郎
- 「美女入門」 林真理子
- 「さくら日和」 さくらももこ

【今月の1冊】

「下村式国語教室 1～3」
下村 昇

日本語の変化を危惧する声が高まっているが、反面それだけ言葉に対して関心が高まっている時ともいえないだろうか。ことばの教育に長年携わってきた著者が先生に扮して、読者を言葉の持つ面白さへ誘うシリーズ。



児童書

- 「地下の国のパーティー」 曾我舞
- 「熊のイチゴ放し」 金盛三千雄
- 「ぼくのともしおつきさま」 アンドレ・ダーハン
- 「ぼくのばあちゃんのはしわしわだぞ」
- 「ぼくはちびだぞ」 そうまこうへい

【今月の1冊】

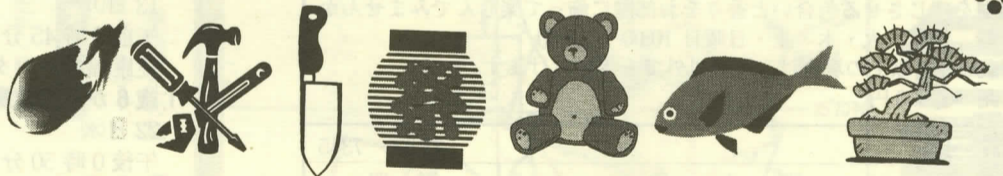
「あなたがあなたであるために」 森 絹江

人と話すことも大好きだけれど、もっと自分と向き合えるものは何か。「書く仕事」を選んだ著者が高校生に向け語る本。「書くことは自分をつくること」大人をも引き込む深みのあるエッセイです。



*以上は、新着図書110冊の抜粋です。
展示・予約は14日(火)、貸出は21日(火)から受け付けます。

まつだ産業まつり出店者大募集!!



昨年初開催し大盛況だった「まつだ産業まつり」を、今年は「すきです!松田、心のふれあい」をテーマに開催します。

産業まつりは、町の産業を構成する商業、工業、農業等の関係者の方々を一堂に会し、それぞれがPR・販売活動などをする場所を提供するものです。このまつりに参加していただける出店者を募集します。

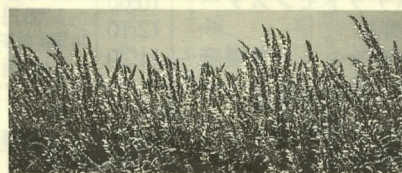
- 開催日時 11月3日(祝) 午前10時～午後4時
- 会場 町営臨時駐車場・JR松田駅北口広場周辺
- 出店料 無料
*テント等を借りる場合は、一部負担金が必要です。
- 申込み・問合せ 9月30日(木)までにお申し込みください
産業観光課 ☎83・1228

お悔やみ

本紙8月号で紹介し、8月1日から新たに町の人権擁護委員として活躍していただくことになっていった小島明さんが、7月28日に急逝されました。慎んでお悔やみ申し上げます。

松田山ハーブガーデン

第2回 セージまつり

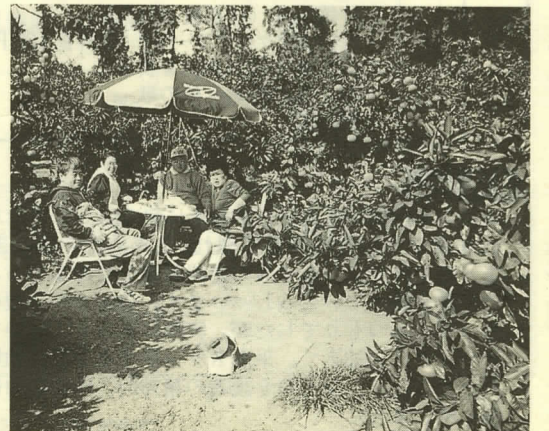


10月9日(土)～17日(日)
午前9時～午後4時(期間中無休)
●セージ苗の無料配布 毎日先着100名
●工房特別教室 1,000円
●ガーデンニング講習会
●青木誠一画伯個展(本町出身)
●ハーブ苗・農産物等の直売 ほか
*詳しい内容は次号で
松田山ハーブガーデン ☎85・1177

あなたもみかんの木のオーナーに

日当たりの良い松田山南面に育つ、200本のみかんの木のオーナーを募集します。実りの時期までは地元の農家が大切に育て、11月には、あなたのみかんの木からご自分の手でみかんを収穫していただけます。

- みかんの木の価格
 - ・6,000円 収穫量30kg以上
 - ・7,500円 収穫量40kg以上
 - ・9,000円 収穫量50kg以上
- 収穫時期(予定) 11月27日(土)～12月12日(日)の土・日曜日
- 品種 大津みかん 青島みかん
- 申込み・問合せ 9月22日(水)までに、ハガキまたは電話で、住所、氏名、電話番号、希望する木の価格と本数をお知らせください。
〒258-8585 松田町松田惣領 2037
松田町産業観光課 ☎83・1228





この会場で打ち上げられる花火で最も大きい7号玉の仕込み



カメラレポート
まつだ観光まつり
六夜会の方々による百八ツ尖点火



まつり会場を出発する大名行列

わが家の赤ちゃん



坂田 凌くん(12区)



森谷 浩平くん(9区)

西平畑公園の催し

開園時間は午前9時から午後5時まで、今月の休園日は、6、13、16、20、24、27日です。

ハーブ館工芸教室		☎85-1177	
秋色のトピアリー (丸型)			
秋の気配を感じさせる色合いと香りをお部屋に飾って楽しんでみませんか			
日 時	毎週、火・木・土・日曜日 10:00 ~ 12:00		
団体予約	5名以上の場合、上記以外でも受け付けます。		
費用	3,500円		
自然館		☎82-7345	
日 曜	催し物	時間	
12 日	第2回ミニたんけん メダカ、サワガニ、モノアラガイなどの水生動物の飼い方	9:30 ~ 11:30	
・「アオバズクの幼鳥」のカラー写真展示(7月20日5時50分藪田拓司氏撮影)			
・古代米・現代米の開花・結実の様子を観察			
・ラッカセイの花は地中へ、ソバの花のあとにはそば粉ができます。			

子どもの館		☎82-9869	
日 曜	催し物	時間	入場
5 日	たのしい広場「新聞紙で遊ぼう」 新聞紙七変化、新聞紙やぶり 新聞ツリー	11:00 ~ 11:30 14:00 ~ 14:30	自由
19 日	第72回たぐらが劇場「秋を親しむ会」 ・お月見団子作り(材料費100円) ・竹笛作り(材料費100円) ・木の実アクセサリー作り(材料費100円) ・折り紙「秋の虫」を折ろう ・みんなで歌おう秋の歌 ・紙芝居	14:00 16:00	自由

編集後記

4面の介護保険特集で写真撮影に快く応じていただいた居場義己さん。11年前に多発性脳梗塞で倒れ、5年前から寝たきりの状態になってしまったそうです。週1回の訪問看護を受けながら、奥さんが付きっきりで介護を続けていらっしゃいます。自宅での介護の大変さは知識として知っているつもりでしたが、実際に見ると大違いでした。現行の保健福祉サービスに加えて、来春スタートする介護保険制度を十分活用していただくことで、多くの介護者の精神的・肉体的負担が軽減されれば、と強く感じました。

K

今月の納税

国民健康保険税(5期)
国民年金保険料(9月)
税金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

相談

時間 受付時間

法律
7日(火)
午前9時30分~11時
町民文化センター

心配ごと
6日(月)・27日(月)
午前10時~12時
健康福祉センター
16日(木)
午前10時~12時
町民文化センター

人権・行政
16日(木)
午前10時~12時
町民文化センター

年金
22日(水)
午後1時~3時
役場 町民室

人口と世帯数

8月1日現在 ()内は前月比

人口	13,251人	(4)
男	6,458人	(0)
女	6,793人	(4)
世帯	4,442世帯	(4)

戸籍の窓

7月16日から8月15日まで受け付けた方

お誕生おめでとう

赤ちゃん	保護者	地区
勝俣 俊 祐	裕 治	中里
弟子丸 由 衣	方 隆	河内
吉田 光 希	昭 一	9区
遠藤 優 太	秀 明	町屋
相原 理 沙	栄 一	弥勒寺
長谷川 将 輝	隆 智	かなん沢
二宮 一 樹	一 素	茶屋
梶山 蓮 照	実 神	山

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	地区
橋本 修 平	80歳	中里
大胡田 ト ヨ	74歳	かなん沢
小島 明	62歳	町屋
川人 一 裕	67歳	茶屋
曾我 作 次	82歳	虫沢田代

保健

時間 受付時間

母親・父親教室
2日(木)・9日(木)・30日(木)
午後1時00分~1時30分
健康福祉センター
16日(木)
午前9時30分~10時
健康福祉センター

すくすく育児相談
7日(火)
午前9時30分~10時30分
健康福祉センター

離乳食講習会
13日(月)
午前9時45分~10時
健康福祉センター

1歳6か月児健康診査
22日(水)
午後0時50分~1時15分
健康福祉センター

ポリオワクチン投与
10月1日(金)・4日(月)
午後1時~20分
健康福祉センター

水道修理当番表

日	業者名	電話
1~6	(有)筆屋商店	83-0100
7~13	(有)松田設備工業	82-0609
14~20	(有)加賀設備工業	82-4991
21~27	(株)熊沢工務店	34-2511
28~10/4	(有)渋谷管工	89-2528

町民文化センター大ホール催し物

8月15日現在 ☎83-7021

日 曜	催し物	開演	入場料等	主催者
15 水	町 敬 老 会	12:30	入場自由	町民福祉課 ☎83・1225
19 日	映画「ポケットモンスター」 ~幻のポケモンルギア爆誕~	10:00 12:10 14:20	高校生以上 1,700円 中学生以下 1,000円	小田原オリオン座 ☎22・8708 割引券あり
22 水	わかりやすい医学講話 「大往生への生き方」 -介護に夢を- 講師：永六輔氏	19:00	入場自由	(社)足柄上医師会 ☎83・1800
25 土 26 日	第30回西湘地区吹奏楽連盟 フェスティバル	10:30 10:00	入場自由	県吹奏楽連盟 ☎36・5510
30 木	第30回足柄上地区慰霊大祭	9:30	入場自由	足柄上地区慰霊大祭委員会 ☎83・8011

※内容、入場券等については、直接主催者へお問い合わせください。
※主催者の都合により内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。
※駐車場が少ないので、お車での来館はご遠慮ください。
※今月の休館日は、6、13、20、27日の毎月曜日のほか、電気工事のため23日も臨時休館します。